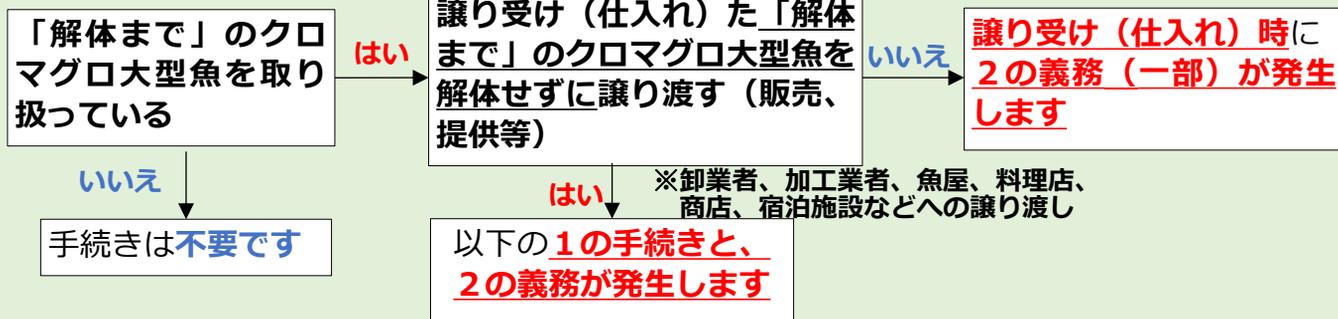


# クロマグロの大型魚（30kg以上）を取り扱う事業者のみなさまへ

**令和8年4月1日から、クロマグロの大型魚（30kg以上）の「解体まで※1」を取り扱う方は** **手続等が必要になります。**

◆フロー図で、ご自身に必要な手続等についてご確認ください。



- 1 県又は、国への届出（取扱事業者の届出）★
- 2 漁獲情報等の伝達、取引記録の作成・保存

※1 生鮮・冷蔵のラウンド・GG・ドレスが対象となります。  
切り身等の仕入れ・販売のみを行う事業者は規制の対象外です。

## 1. 県又は、国（農林水産省）への届出（取扱事業者の届出）

★ **アワビ・ナマコで既に届出済みの場合は改めての届出は不要です**

### (1) 届出事項

- ①氏名又は名称、住所
- ②事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地※  
※関係する全ての事務所等について届出してください。

**注：** **届け出た事項に変更が生じた場合は、その都度変更届**が必要です。

### (2) 添付書類

- ①住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）
- ②代理人が届出を行う場合は、委任状等  
（事業者にとって所属団体等が代理届出することが可能）

※**電子申請（eMAFF）**で申請する場合は、①は省略可能です。

### (3) 届出先 ※令和7年10月1日から受付開始。

届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一つの都道府県の区域内（島根県内）にのみある事業者)	島根県（各地方機関）
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	国（農林水産省）

### (4) 届出方法

- **原則、電子申請（eMAFF）**で届出を行ってください。
- 行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号が通知**されます。

※ **eMAFFでの届出が困難**である場合に限り、行政庁に対し、**書面での届出も可能**です。

eMAFF  で検索

右の二次元  
バーコードからも  
アクセスできます→



## 2. 漁獲情報等の伝達、取引記録の作成・保存

### (1) 譲り渡し（販売・提供）先に伝達しなければならない情報

- ① 名称（クロマグロ・マグロ30kg以上・本マグロ など）
- ② 漁船名等（●●丸・△△大敷網 など採捕者が特定できるもの）
- ③ 産地重量（個体ごと）
- ④ 陸揚日

※ アワビ・ナマコに必要な漁獲番号・荷口番号（16桁）の伝達は不要です

### (2) 記録の作成・保存をしなければならない情報（保存期間：3年間）

- ① 名称（クロマグロ・マグロ30kg以上・本マグロ など）
- ② 漁船名等（●●丸・△△大敷網 など採捕者が特定できるもの）
- ③ 産地重量（個体ごと）
- ④ 陸揚日
- ⑤ 販売時重量（③産地重量と異なる場合）
- ⑥ 販売日（引渡日）
- ⑦ 販売先（引渡し先）

※ 電子データによる作成・保存も可能です



伝票等で伝達  
(解体まで)

伝票等の保存  
で義務履行

### 【具体的な対応例】

譲り受け（仕入れ）た「解体まで（ラウンド・GG・ドレス）」のクロマグロの大型魚（30kg以上）を

- 「解体まで」の状態のままでは譲り渡さない（解体して譲り渡す）場合：
  - 1) 譲り受け（仕入れ）に係る情報（①～⑦）の作成・保存 が必要
  - ⇒ 1) 仕入れ先（漁協（市場）等）から交付される買上明細書等の保存（3年間）
- 「解体まで」の状態のまま譲り渡す場合：
  - 1) 譲り受け（仕入れ）に係る情報（①～⑦）の作成・保存
  - 2) 譲り渡し（販売・提供）先への情報（①～④）の伝達
  - 3) 譲り渡し（販売・提供）に係る情報（①～⑦）の作成・保存 が必要
  - ⇒ 1) 仕入れ先（漁協（市場）等）から交付される買上明細書等の保存（3年間）
  - 2) 譲り渡し（販売・提供）先に交付する伝票等に1)の①～④の情報を付記（手書き可）
  - 3) 2)の伝票等の控えの保存（3年間）

### 【参考】買上明細書（漁協（市場）→仲買人等）

品名・摘要	規格・入段数	商	数量	単価	金額	消費税率	備考	大連
めじ	1 入	ハツポー	2	12 ㎏				02/10/0
めじ	1 入	ハツポー	2	6.1 ㎏				02/10/0
くまごみ	0	産なし	0	90 ㎏				02/10/0
ちごだい	①	数	3					02/10/0
ちごだい		入	1					02/10/0
れんごだい		入	4					02/10/0
れんごだい		入	5					02/10/0

① クロマグロ 大型魚は1尾 ずつ表示される

漁協（市場）からの買上明細書に②の船名等が完全に表示されていない場合は、仕入れ先漁協（市場）に確認してください（手書き等可）

### ◆ 制度の詳細については国のHPをご覧ください。

水産流通適正化法 届出 で検索

右の二次元バーコードからもアクセスできます →



### ■ 県内のお問い合わせ先

お住まいの地域

連絡先

隠岐地域

〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 島根県隠岐支庁農林水産局水産課  
☎:08512-2-9662(島後)・08514-7-9106(島前) ✉ okinorin@pref.shimane.lg.jp

東部地域

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-1 島根県東部農林水産振興センター水産課  
☎:0852-32-5702 ✉ tobu-suisanka@pref.shimane.lg.jp

西部地域

〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 島根県西部農林水産振興センター水産課  
☎:0855-29-5638 ✉ ryuteki-shinsasha1@pref.shimane.lg.jp

〒690-8501 島根県松江市殿町1 島根県沿岸漁業振興課  
☎:0852-22-6772 ✉ :engan\_gyogyo@pref.shimane.lg.jp